相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市大神町三丁目一四番、最後の住所東京都昭島市大神町三丁目一四番一三―七〇四号　被相続人　亡　秋山　哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市松尾町古和六二七番地、最後の住所東京都新宿区北新宿三丁目一二番一五号マルニ荘一〇号室

被相続人　亡　若梅　政城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区飯田橋四丁目四番、最後の住所東京都千代田区飯田橋四丁目四番一五号

被相続人　亡　小倉　きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区淵野辺本町一丁目二二五番地三、最後の住所神奈川県相模原市中央区淵野辺本町一丁目二七番四号

被相続人　亡　堀越　光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

神奈川県相模原市中央区上溝七丁目二四番四一号　相続財産管理人　金子　輝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市忠和六条四丁目六三番地の二六〇、最後の住所旭川市忠和三条七丁目一番五―五〇三号市住五〇三号

被相続人　亡　森田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉四丁目三一番一一号

相続財産管理人　弁護士　綿貫　繁夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市古知野町福寿七番地、最後の住所愛知県江南市高屋町本郷四四番地の二

被相続人　亡　濱田　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一一番一四号丸の内深尾ビル四階

相続財産管理人　森　康人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区淵野辺本町一丁目二二五番地三、最後の住所神奈川県相模原市中央区淵野辺本町一丁目二七番四号

被相続人　亡　堀越　光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

神奈川県相模原市中央区上溝七丁目二四番四一号　相続財産管理人　金子　輝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市忠和六条四丁目六三番地の二六〇、最後の住所旭川市忠和三条七丁目一番五―五〇三号市住五〇三号

被相続人　亡　森田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉四丁目三一番一一号

相続財産管理人　弁護士　綿貫　繁夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市古知野町福寿七番地、最後の住所愛知県江南市高屋町本郷四四番地の二

被相続人　亡　濱田　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一一番一四号丸の内深尾ビル四階

相続財産管理人　森　康人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市旭北栄町四〇四番地、最後の住所愛知県刈谷市一色町三丁目一一番地レインボー刈谷二〇七

被相続人　亡　加賀谷光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

愛知県安城市桜町一七番五号ＡＰビル三階

相続財産管理人　弁護士　松山　剛久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町豊満九七八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　林　金六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

事務所滋賀県愛知郡愛荘町豊満四八九―六

相続財産管理人　村西　浩

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年３月 18 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ＭＳホールディングス　②京都府知事(1)12574　③代表取締役　松田祥一郎　④京都府宇治市広野町寺山106番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府宇治市広野町寺山106番地　有限会社ＭＳホールディングス　代表取締役　松田祥一郎

①株式会社ダイワサービス　②国土交通大臣(2)6120　③代表取締役　山根弘美　④大阪府大阪市西区阿波座一丁目５番16号　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市西区阿波座一丁目５番16号　株式会社ダイワサービス　代表取締役　山根弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市里中町三丁目三八番地、最後の住所兵庫県西宮市上田西町三番二一―一〇一号

被相続人　亡　鈴木　友治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号　ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　中園江里人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市栄町一二六三番地、最後の住所兵庫県豊岡市城崎町楽々浦四一九番地の二楽々むら

被相続人　亡　吉岡百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十八日

兵庫県豊岡市大磯町三番三二号

相続財産管理人　粟蔵　富雄